

掛川市条例第4号

掛川市市民交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市市民交流センター条例の一部を改正する条例

掛川市市民交流センター条例（平成20年掛川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(センターの施設)</p> <p>第3条 センターの施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 大東市民交流センター ア～ウ (略) <u>エ 多目的ホール</u> オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 <u>第3条第1号ウからオまで又は第2号ウ</u>からオまでに掲げる施設（以下「許可対象施設」という。）を使用しようとする者（<u>第3条第1号ウ又は第2号ウ</u>に掲げる施設を使用しようとする場合にあつては、前条第2項本文の登録を受けた者に限る。）は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(センターの施設)</p> <p>第3条 センターの施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 大東市民交流センター ア～ウ (略)</p> <p><u>エ (略)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 <u>第3条第1号ウ及びエ又は同条第2号ウ</u>からオまでに掲げる施設（以下「許可対象施設」という。）を使用しようとする者（<u>同条第1号ウ又は同条第2号ウ</u>に掲げる施設を使用しようとする場合にあつては、前条第2項本文の登録を受けた者に限る。）は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

		使用時間		
		午 前	午 後	夜 間
施設区分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
大東市民交流センター	会議室	1,670円	2,080円	2,500円
	共同事務室	1区画当たり月額2,080円		
大須賀市民交流センター	会議室1	830円	1,030円	1,250円
	会議室2	830円	1,030円	1,250円
	共同事務室	1区画当たり月額2,080円		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。